

平成30年度

PCB廃棄物の 適正な処理促進に 関する説明会

参加費
無料

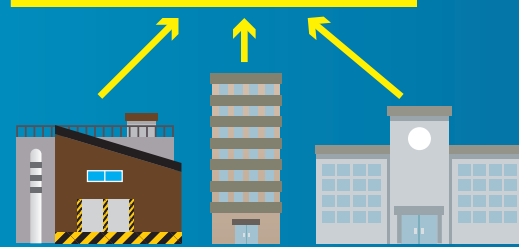
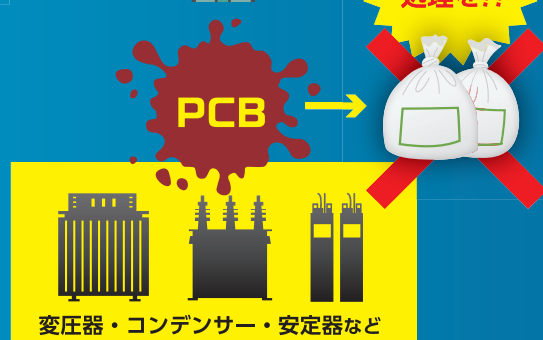
経済産業省

環境省

事前
予約制



適正に
処理を!!



古い工場・ビル・学校など



ポリ塩化ビフェニル (PCB)は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特措法) に基づき、定められた期限までに適正に処分することとされています。

特に高濃度PCB廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければならず、使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。処分に当たっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) に処理委託を行わなければなりません。

低濃度PCB廃棄物についても、2027年3月末までに、保管事業者が自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければなりません。

低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が認定する無害化処理認定施設等での処分が行われており、処理事業者の増加による処理体制の充実、処理方法の多様化、処理料金の低減に向けた取組みを進めております。

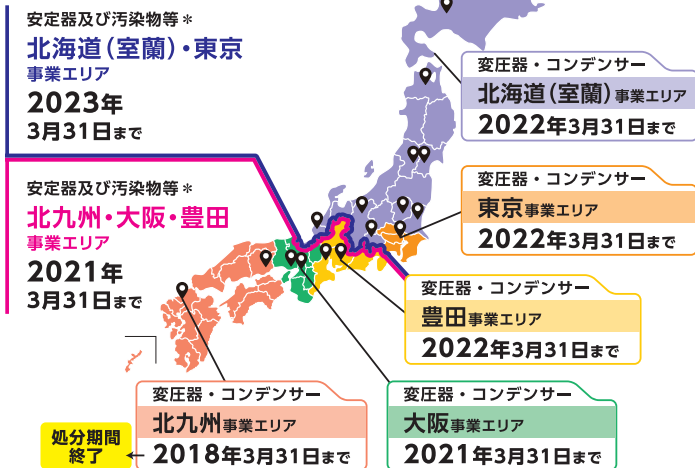
このようなPCB廃棄物の適正な処理促進に向けた国の施策やこれまでの掘り起こし・発見事例等最新の情報を広く紹介します。

講演内容

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進及び事例紹介について (環境省 廃棄物規制課)
- (2) PCB含有電気工作物に係る規制について (経済産業省 電力安全課)
- (3) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続きについて (中間貯蔵 環境安全事業 (株) JESCO)
- (4) 課電自然循環洗浄実施手順書について (経済産業省 環境管理推進室)

[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は
2027年3月31日まで



全国16か所

札幌市、青森市、仙台市、山形市、水戸市、東京23区内、宇都宮市、福井市、甲府市、長野市、四日市市、岡崎市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市にて開催します。

日程及び詳細はHPをご覧ください。URL:<http://web.apollon.nta.co.jp/pcb30>

都市名	開催日	会場名
岡山市	2018/10/19	スクエアホール(12階③④)
福岡市	2018/10/26	福岡建設会館(6階会議室)
札幌市	2018/11/2	札幌国際ビル(国際ホール)
青森市	2018/11/8	青森市文化会館(中会議室)
山形市	2018/11/16	食糧会館(べにばな)
長野市	2018/11/22	長野県教育会館(ホール)
仙台市	2018/11/30	仙都会館(8階会議室)
福井市	2018/12/4	福井商工会議所ビル(国際ホール)
神戸市	2018/12/13	兵庫県中央労働センター(大ホール)
大阪市	2018/12/14	CIVI北梅田研修センター(5F Hall)
水戸市	2018/12/21	茨城県産業会館(研修室)
甲府市	2019/1/11	山梨県地場産業センターかいてらす(大会議室)
岡崎市	2019/1/18	岡崎市勤労文化センター(ホール)
宇都宮市	2019/1/25	とちぎ産業交流センター(第2・3会議室)
四日市市	2019/2/1	楠福祉会館(ホール)
東京23区	2019/2/8	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター(ホール7)

主催：環境省／経済産業省

実施：運営事務局(株式会社日本旅行)